

第 3 1 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和 8 年 1 月 1 3 日 (火) 午後 3 時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第 4 会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 米廣 勝</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">2 番 野見幸雄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">3 番 松原利志</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>4 番 米原章太郎</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>5 番 山本雅之</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>6 番 本田 博</td> <td style="text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>7 番 村岡幸枝</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 7 人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">秋山一寛</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">藤原 昇</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>井上 誠</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>楠本幸孝</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 5 人</td> </tr> </table>	1 番 米廣 勝	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	出	4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出	7 番 村岡幸枝	出	出席 7 人				吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5 人	
1 番 米廣 勝	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	出																										
4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出																										
7 番 村岡幸枝	出	出席 7 人																													
吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出																										
井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5 人																											
4 欠席委員	なし																														
5 農業委員会 事務局職員	事務局長 山本達哉																														
6 議事録署名 委員	4 番 米原章太郎 委員 6 番 本田 博 委員																														
7 議事内容等	(1) 議案第 9 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (大瀬) (2) 議案第 9 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (大柿) (3) 議案第 9 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (木地山ほか) (4) 議案第 9 7 号 非農地証明申請書について (山田) (5) 議案第 9 8 号 農用地利用集積等促進計画案について																														
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (2) 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について																														
9 その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和 8 年 2 月総会 2 月 1 0 日 (火) 午前 9 時～ 三朝町役場 第 2 会議室 (2) その他																														
11 閉会	午後 4 時 1 0 分																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第31回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長さん、ご挨拶をお願いします。</p>
2. 議長挨拶	<p>皆さん、あけましておめでとうございます。</p> <p>新年を迎えまして、農地の移動が始まります。皆さんには利用権設定などで回っていただいているところです。高齢化や後継者不足で農業を続けることは厳しくなっております。私がかかわっているグリーンサービスの現状ですけれども、農地の作業受託は年々減ってきています。受託を頼んでこられなかった方は単純にやめられるという方だろうと思っておりますが、これからいろいろ相談を受けられると思いますが、みなさんのほうで注意してアドバイスをよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは今月もよろしくお願ひいたします。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席の農業委員さんは7名中、7名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことでございますので、4番 米原章太郎 委員、6番 本田博 委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>なお、書記は事務局でお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
5 議事	
(1) 議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大瀬）	
議長	<p>「議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大瀬）」についてを議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>1ページの議案書を開いていただきたいと思ひます。</p> <p>「議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大瀬）」について説明させていただきます。</p>

	<p>【議案書の朗読】</p> <p>案件は、大瀬地内の田でございます。 申請農地については、譲渡人は高齢により農地の処分を検討していました。隣接農地を所有する父とともに耕作管理している譲受人との協議により売買により権利移転することとなったものでございます。</p> <p>以上、「議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大瀬）」の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>質問等 特になし</p>
議長	<p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】 ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、「議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大瀬）」を、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>全員の挙手を確認しましたので、「議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大瀬）」は承認されました。</p>
(2) 議案第95号	<p>農地法第3条の規定による許可申請書について（大柿）</p>
議長	<p>「議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大柿）」についてを議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。 13ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>「議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大柿）」について説明させていただきます。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>案件は、大柿地内の田でございます。 申請農地は譲渡人が利用権設定により他者に耕作を依頼して維持管理をしてこられました。高齢のため農地の処分を検討し、近隣を耕作している譲受人との協議がまとまり売買により権利移転することとなったものでございます。</p> <p>以上、「議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大柿）」の説明とさせていただきます。</p>

	<p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>質問等 特になし</p>
議長	<p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】 ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、「議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大柿）」を、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>全員の挙手を確認しましたので、「議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大柿）」は承認されました。</p>
(3)議案第96号	<p>農地法第3条の規定による許可申請書について（木地山ほか）</p>
議長	<p>「議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請書について（木地山ほか）」についてを議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>31ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>「議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請書について（木地山ほか）」について説明させていただきます。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>案件は、木地山、加谷、穴鴨地内の田でございます。</p> <p>譲渡人は申請農地の財産処分を検討していたところ、申請農地のうちの一筆を利用権設定により耕作している譲受人との協議により、売買により権利移転することとなったものでございます。</p> <p>申請農地について所有者名義が亡父のものが2筆ありますが、相続人全員による遺産分割協議がなされており、譲渡人が相続する旨協議がされていることを確認しています。</p> <p>以上、「議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請書について（木地山ほか）」の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>

	質問等 特になし
議長	<p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】 ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、「議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請書について（木地山ほか）」を、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>全員の挙手を確認しましたので、「議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請書について（木地山ほか）」は承認されました。</p>
(4) 議案第97号 非農地証明申請書について（山田）	
議長	<p>「議案第97号 非農地証明申請書について（山田）」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「議案第97号 非農地証明申請書について（山田）」を説明させていただきます。</p> <p>議案書の49ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>本申請について説明させていただきます。 申請地は宅地や畑に隣接した狭小な土地であったが、平成8年ごろから農機具などの物置小屋が建てられ利用されており、宅地の現況となっております。 現地は添付資料写真のような状況となっていることを地区農業委員とともに確認しました。 非農地証明の対象とする条件としましては、④の「人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に20年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当すると判断したところでありまして、非農地証明の判断は「非農地」としております。</p> <p>以上、議案第97号 非農地証明申請書について（山田）の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案第97号 非農地証明申請書について（山田）についてご意見ご質問などありませんか。</p>
	質問等 特になし
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p>

	<p>それでは、非農地と判断することを承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>全員の挙手を確認しましたので、議案第97号非農地証明申請書について（山田）は承認されました。</p>
(5) 議案第98号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	<p>「議案第98号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「議案第98号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。</p> <p>議案書の57ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第19条第3項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めますのでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第5項の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ol style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。</p> <p>以上、「議案第98号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p>

	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第98号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第98号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しましたので、</p> <p>引き続き、第6の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書61ページからの報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、4件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思っております。</p> <p>報告(2)の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県が発注する道路改良工事にかかる農地の一時転用について報告を受けたものでございます。箇所は大字片柴地内です。</p> <p>報告(3)の農地法第18条第6項の規定による通知書につきましては、4件の合意解約の届出が出ております。議案97条でお諮りした大字大柿地内の所有権移転に際して、当該農地の利用権設定の合意解約を行うものです。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>続いて、第7のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和8年2月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 2月10日(火) 午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です</p> <p>(2) その他 地域計画の計画図面について(配布、説明)</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p> <p>それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。</p>

	皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午後4時10分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年1月13日

議 長

(記名)

議事録署名委員

4番 農業委員

(記名)

6番 農業委員

(記名)
